

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年6月22日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住 所 福岡市中央区天神1丁目3番46号
氏 名 済生会福岡総合病院
院長 松浦 弘
電話番号 092-771-8151

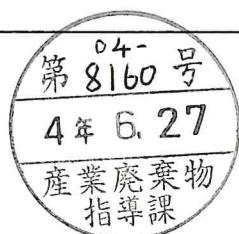


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	済生会福岡総合病院
事業場の所在地	福岡市中央区天神1丁目3番46号
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業			
②事業の規模	病床数374床			
③従業員数	974名			
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(病院) 発生場所 ⇒ (病院) 保管場所 ⇒ 中間処理場 ⇒ 最終処分場 清掃業者 収集運搬業者 中間処理業者 最終処分業者			

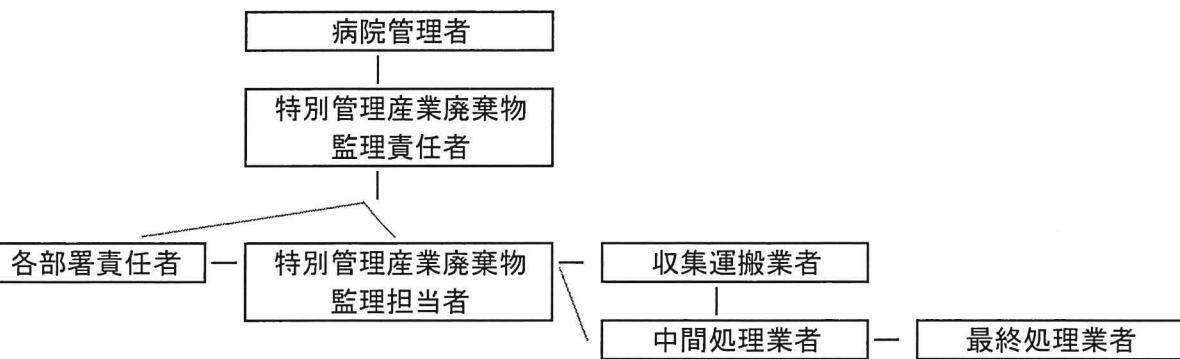


(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	221.49 t
	排出量	引火性廃油	0.41 t
		特管汚泥（水銀含有）	0.8 t
		汚泥（有害）	15 t

(これまでに実施した取組)

- ・感染性廃棄物とその他廃棄物の分別については、定期的な院内巡視による職員指導。

【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	排出量	200.00 t	t

(今後実施する予定の取組)

- ・医療安全の確保や適切な医療の観点により、ディスポ材料が中心となっていくため、排出の抑制は大変厳しくなってきている。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・針関係、アンプル関係、その他等への分別を行いペール缶容器に廃棄。また定期的な院内巡視による職員指導。
	・ペール缶容器の蓋に廃棄物の写真を張り付けている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・全職員を対象に廃棄物の研修会を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	引火性廃油
①現状	全処理委託量	221.49 t	0.39 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・委託業者との意見交換会を行い、不適切な廃棄物処理が行われていないよう排出から最終処分場までの確認指導を行う。			

		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性
	②計画	全処理委託量	200.00 t
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t
		再生利用業者への処理委託量	0 t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
		(今後実施する予定の取組) ・現状通り。	
		【前年度（令和3年度）実績】	
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	211.49 t
		(今後実施する予定の取組等) ・令和2年4月から運用を開始。マニュフェストの管理をスムーズに行う。	
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年6月22日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住 所 福岡市中央区天神1丁目3番46号
 氏 名 済生会福岡総合病院
 院長 松浦 弘

電話番号 092-771-8151



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和3年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	済生会福岡総合病院
事業場の所在地	福岡市中央区天神1丁目3番46
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日

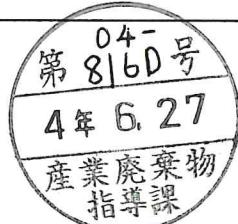
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	200.00 t	全処理委託量	200.00 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 前年度 221.49 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) ・令和2年4月から電子マニュフェストの運用を開始。	

※事務処理欄



(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:
感染性廃棄物)

有償物量

不要物等発生量

自ら直接
再生利用した量
②排出量
① 221.49自ら直接埋立処分した
量
③項目
①排出量
221.49 t
②+③自ら再生利用を行った量
0.00 t自ら中間処理
した量
④実績値
⑤自ら熱回収を行った量
0.00 t④のうち熱回収
を行った量
⑥⑦自ら中間処理により減量した量
0.00 t自ら中間処理によ
り減量した量
⑦⑧自ら埋立処分又は海洋投
入処分を行った量
0.00 t⑨自ら中間処理した
後の残さ量
⑩直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
221.49⑩全処理委託量
221.49 t⑪優良認定処理業者への処理
委託量
0.00 t⑫再生利用業者への処理委託量
0.00 t⑬熱回収認定業者への処理
委託量
0.00 t⑭熱回収認定業者以外の熱回収
を行う業者への処理委託量
0.00 t自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧⑩のうち再生利用
業者への処理委託量
⑫自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入手又は
処分した量
⑨⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑭自ら中間処理した
後の残さ量
⑥自ら中間処理によ
り減量した量
⑦⑪のうち熱回収認定
業者以外の業者
への処理委託量
⑯④のうち熱回収
を行った量
⑤⑦自ら中間処理により減量した量
0.00 t⑨自ら埋立処分又は海洋投
入処分を行った量
0.00 t⑩直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
221.49⑪全処理委託量
221.49 t⑫優良認定処理業者への処理
委託量
0.00 t⑬再生利用業者への処理委託量
0.00 t⑭熱回収認定業者への処理
委託量
0.00 t⑮熱回収認定業者以外の熱回収
を行う業者への処理委託量
0.00 t

(第2面)

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油)	
有 償 物 量		自ら直接 再生利用した量	②
不 要 物 等 発 生 量		自ら直接埋立処分した 量	③
排 出 量	0.41	自ら中間処理 した量	④
項目	実績値	自ら中間処理した 後の残さ量	⑥
①排出量	0.41 t	④のうち熱回収 を行った量	⑤
②+③自ら再生利用を行った量	0.00 t	自ら中間処理によ り減量した量	⑦
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t	自ら中間処理した後 の処理委託量	⑩
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	0.41
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	0.00 t	⑪のうち熱回収認定 業者以外の業者 への処理委託量	⑪
⑩全処理委託量	0.41 t	⑫のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理 委託量	0.00 t	⑬熱回収認定業者への処理 委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t	⑭熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理 委託量	0.00 t		
⑭熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	0.00 t		
自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧	⑩のうち再生利用 業者への処理委託 量	⑫
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入手分した 量	⑨	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託 量	⑬
自ら中間処理した 後の残さ量	⑥	⑪のうち熱回収認定 業者以外の業者 への処理委託量	⑪
自ら中間処理によ り減量した量	⑦		
自ら中間処理した後 の処理委託量	⑩		
直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	0.41		
⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託 量			
⑫のうち優良認定 処理業者への 処理委託量			
⑬熱回収認定業者への処理 委託量			
⑭熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量			

(第2面)

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類: 特管汚泥(水銀含有))	
有償物量	不要物等発生量	自ら直接再生利用した量	②
排出量	自ら直接埋立処分した量	③	自ら中間処理した後再生利用した量 ⑧
項目	実績値	自ら中間処理した後の残さ量 ⑥	⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫
①排出量	0.80	④のうち熱回収を行った量 ⑤	⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑯
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t	自ら中間処理により減量した量 ⑦	⑭のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑮
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t	自ら中間処理による減量した量 ⑨	⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑯
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑩	⑮のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量 ⑯
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	0.00 t	0.80	⑰のうち熱回収を行いう業者への処理委託量 ⑯
⑩全処理委託量	0.80 t		
⑪優良認定処理業者への処理 委託量	0.00 t		
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t		
⑬熱回収認定業者への処理 委託量	0.00 t		
⑭熱回収認定業者以外の熱回收 を行いう業者への処理委託量	0.00 t		

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

汚泥(有害)

)

有 償 物 量

不要物等発生量

自ら直接
再生利用した量

自ら中間処理した後
再生利用した量

排 出 量	実績値
①	15.00

自ら直接埋立処分した量

自ら中間処理した後
海洋投入処分した量

項目	実績値
①排出量	15.00 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全處理委託量	15.00 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

自ら中間処理した後
埋立処分した量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理により減量した量

自ら中間処理を行った量

自ら中間処理した後
の残さ量

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

自ら中間処理を行った量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理により減量した量

自ら中間処理を行った量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理を行った量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理により減量した量

自ら中間処理を行った量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理を行った量

自ら中間処理した後
の残さ量

自ら中間処理により減量した量

自ら中間処理を行った量

自ら中間処理した後
の残さ量

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。